

大和市いじめ問題再調査会規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第3号

大和市いじめ問題再調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市いじめ問題再調査会（以下「再調査会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 再調査会は、市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第3条 再調査会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 臨床心理士
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(会長)

第4条 再調査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、再調査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、諮問に係る事案の調査、審議等の期間とする。

(会議)

第6条 再調査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 再調査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 再調査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 再調査会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 再調査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 再調査会の庶務は、いじめ問題再調査主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、再調査会の運営について必要な事項は、会長が再調査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。